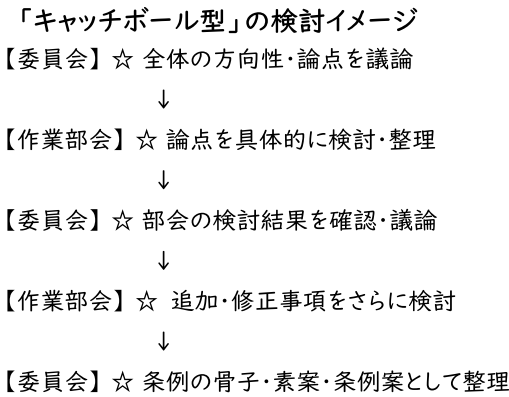


	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12以降			
	① 8/31		② 10/29	③ 11/19	④ 未定	⑤ 未定		
策定検討委員会	① ・委嘱状交付 ・条例策定の背景・目的 ・子どもの現状と課題 ・国、都、他自治体の動向 ☆策定スケジュールの確認 ☆作業部会設置及び検討の進め方 ☆委員アンケート結果の共有と議論 【各部会での検討課題の列挙】	書面報告 ・部会報告 ☆子どもの意見聴取(アンケート、ヒアリング、ワークショップ等)の手法や項目の決定	② ・部会報告 ☆市の子どもを取り巻く現状と課題 ☆条例に盛り込むべき原則の方向性 ☆条例の対象範囲の整理 ☆相談窓口の整理 【理念、対象範囲、基本的な権利、相談窓口、意見聴取の方向性の決定】	③ ・部会報告 ☆条例で規定する子どもの権利 ☆条例前文の案文決定 ☆庁内検討会議への確認事項の整理 【規定する権利、前文の案文、意見聴取手法決定】	④ ・部会報告 ☆各主体の責務の決定 ☆骨子案(初版)の承認 ☆意見聴取(アンケート、ヒアリング、ワークショップ等)の進結果確認 ☆普及啓発の手法についての方針決定 【意見聴取結果の反映、各主体の責務、骨子修正案、普及啓発決定】	⑤ ・部会報告 ☆骨子案(決定版)の承認 【条例骨子】		
作業部会①		①	②	③	④			
		☆理念・権利に関する論点整理 ・他自治体に置ける先進的な権利条例の事例研究 【条例に盛り込む理念の整理、条例の対象となる子どもの範囲、基本的な権利の考え方】	☆条例に盛り込む権利(生きる、育つ、学ぶ、参加する等)の検討 ☆条例前文の規定方法の方向性(他市事例を参考に) 【基本的な権利の整理、前文の規定方法(子どもの声とするか否か等)及び案文の決定】	☆条例の構成(前文、基本理念、大人の責務、子どもの権利)の骨子案(初版)の作成 ☆親、学校、市民、市、地域等の各主体の責務についての検討 【骨子案(初版)】	☆骨子案の修正・再構成 【骨子案(修正版)】			
作業部会②		①	②	③	④			
		☆相談・救済制度の現状把握 ☆既存相談窓口の整理 ☆条例における相談窓口の必要性 ☆子ども主体の議論の持ち方 ☆意見聴取の詳細検討 【現行制度の整理、条例における相談窓口の必要性和そのあり方、部会で検討する範囲の整理】	☆相談窓口の検討 ☆子どもが利用しやすい相談体制の検討 ☆条例の分かりやすい広報活動についての検討 【相談救済制度案、広報活動プラン案】	☆意見聴取結果の共有及び議論 ☆相談の流れ ☆子どもの権利の普及啓発の具体策(リーフレット、イベント、ホームページ、イメージキャラクター等)検討 【相談体制、意見聴取・広報案の決定】	☆条例施行後の推進体制の在り方 ☆子どもの自治体施策への参加、意見表明の仕組みの明文化検討 ☆評価見直しの在り方 ☆子どもの権利を広げるための普及啓発の具体策検討(リーフレット、イベント、ホームページ等) 【推進体制、子ども参加方法、広報の部会案決定】			
意見聴取		方向性の決定			実施			
庁内検討会議(部課長11名)				●		●		
市議会報告						骨子決定		骨子報告

※「☆」は主な議論・検討事項、「【】」は検討を通じて作成・更新していく成果物を示します。

- 各回の委員会・部会では、前回までの検討結果を踏まえて次の論点を設定し、その検討結果を次回の委員会・部会へ引き継ぎます。資料7の「議論(☆)」と「成果物(【】)」は、単独で完結するものではなく、次の検討につながる材料として位置付けます。
- 来年度については、現時点で詳細な検討内容や実施時期をすべて確定するのではなく、条例素案・逐条解説・パブリックコメント・条例案等の大きな節目を見通した上で、具体的な検討事項は今年度の議論の進捗や委員会での意見を踏まえて設定していきます。

本条例の策定に当たっては、委員会と二つの部会がそれぞれの役割を担い、相互に検討結果を共有しながら、段階的に条例の内容を整理していきます。委員会が方向性や論点を確認し、部会で具体的な検討・整理を行い、その結果を再び委員会で議論する「キャッチボール型」の進め方を基本とします。



- 令和9年度の節目・成果物
- ・条例素案・逐条解説の検討
 - ・子どもの意見をふまえた条例案の修正
 - ・パブリックコメントへの対応
 - ・条例案答申案の最終確認